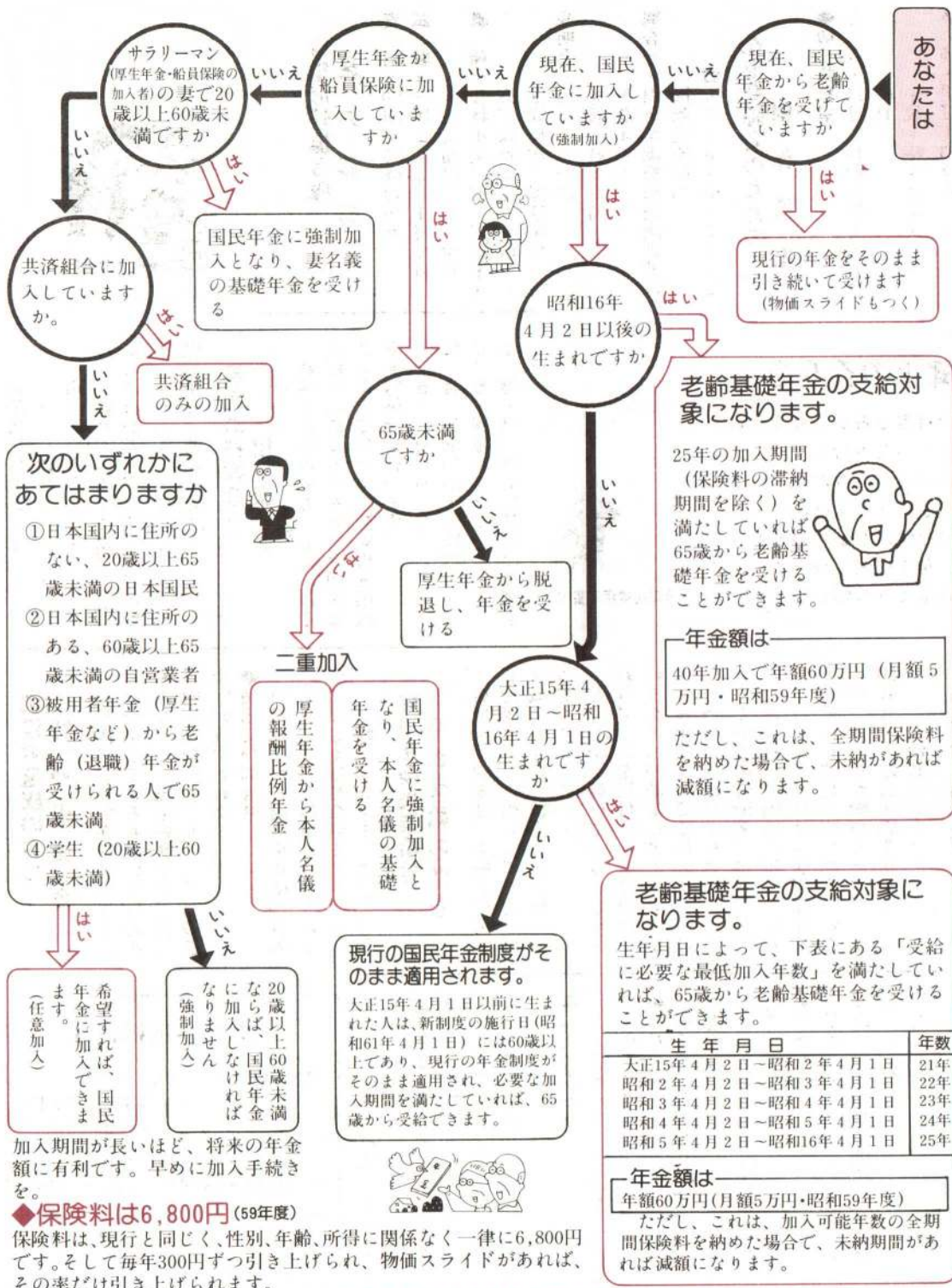


61年4月から新国民年金制度がスタート

あなたの加入する

年金と給付はこうなります

六十一年四月から大きく変わる新しい国民年金制度。その概要については前号でお知らせしましたが、今回はその仕組みについて図解してみました。



老齢基礎年金の支給対象になります。

生年月日によって、下表にある「受給に必要な最低加入年数」を満たしていれば、65歳から老齢基礎年金を受けることができます。

生年月日	年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年
昭和5年4月2日～昭和16年4月1日	25年

年金額は—
年額60万円(月額5万円・昭和59年度)
ただし、これは、加入可能年数の全期間保険料を納めた場合、未納期間があれば減額になります。

市長の対話ノート



No.120

発刊四百号を迎えて

広報「おおだて」が市制施行された年に発刊されて以来本号で四百号となりました。来年四月には市制誕生三十五年となりますからその歴史はわかりただけかと思えます。

「守りましょう」「しましう」調で役所的で堅いなどという批判もありました。率直に受けとめながら市民に求められる広報紙づくりに努めていますが、歌の文句ではありませんが、なかなか思うようにはならないものです。

市の立場から、市政の動きや行事を正しく知っていただき、ガラス張りて参加しやすい市政としての広報紙でありたい、一方で市民の立場から市民の様々な活動や意見の交換の場ともしたい、ところが紙面には限りがあるし人的、時間的制約もあります。

しかし希望はもっています。一つは紙面を増やすことに努めることであり、二つには、市民の皆さんから編集委員を出していただくなど、市民と共に広報紙づくりをしてみたいということです。

市民と共に考え、共に歩む市政であり、広報紙です。そんな理想を求めて四百号を大切な節目にしたのだと思いますので、遠慮なしにご批判、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

留山健治郎